

○経済産業省令第六十二号

消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百十四号）の施行に伴い、並びに消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の二第一項第二号及び第三十二条の十五の規定に基づき、経済産業省関係特定保守製品に関する省令の一部を改正する省令を定める。

令和三年七月二十七日

経済産業大臣 梶山 弘志

経済産業省関係特定保守製品に関する省令の一部を改正する省令

経済産業省関係特定保守製品に関する省令（平成二十年経済産業省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

附則

第一条・第二条 「略」

(点検通知に関する経過措置)

第三条 消費生活用製品安全法施行令の一部を改

正する政令（令和三年政令第二百十四号）附則

第二条の規定により適用される法第三十二条の

十二第一項の規定に基づく通知を行う場合に

おける第十条の規定の適用については、同条

第二項中「次の事項」とあるのは、「第一号

から第三号までに掲げる事項」とする。

改正前

附則

第一条・第二条 「略」

〔新設〕

別表第一（第四条関係）

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

一| 石油給湯機

〔削る〕

〔削る〕

二| 石油ふろがま

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第一（第四条関係）

一| 半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器

二| 開放燃焼式ガス瞬間湯沸器

三| 密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器

四| 石油給湯機

五| 半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま

六| 密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま

七| 石油ふろがま

八| ビルトイン式電気食器洗機

九| 密閉燃焼式石油温風暖房機

十| 浴室用電気乾燥機

別表第二を次のように改める。

別表第二（第四条、第十二条、第十三条関係）

| 石油給湯機 | 特定保守製品の区分 | | 型式の区分 | 点検基準 |
|-------|-----------|----|--|--|
| | 要素 | 区分 | | |
| 共通の事項 | — | | 点検項目 | 点検内容 |
| | | | 燃烧制御装置の状態 排気筒又は給排気筒の先端の設置状態 機器及び排気筒又は給排気筒先端周辺の可燃物の有無 | 機器への燃料供給を停止して断火させた場合、燃焼を停止すること。 排気筒又は給排気筒の先端が屋外に出ていること。 機器周辺又は排気筒若しくは給排気筒の先端の周辺に可燃物（建物その他の構造物は除く。）がないこと。 |

| | | | | |
|--|--|--------------------------------------|--------------------------------|---|
| | <p>機器と排気筒又は給排気筒の接続部の状態</p> | <p>対震自動消火装置の状態</p> | <p>機器と燃料配管の接続部の状態</p> | <p>機器の燃料通路部</p> |
| | <p>(1) 機器と排気筒又は給排気筒が確実に接続されていること。 (2) 機器と排気筒又は給排気筒の接続部に孔あきその他の接続の不具合がないこと。</p> | <p>対震自動消火装置の回路を遮断した場合、燃焼を停止すること。</p> | <p>機器と燃料配管の接続部から燃料漏れがないこと。</p> | <p>機器の燃料配管から燃焼部までの燃料通路部のうち、燃料の出口以外の部分から燃料漏れがないこと。</p> |

| | | | | | |
|-----|----|---------------------------|---|--|------------------------|
| | 式 | 給湯の方 | | | |
| (2) | もの | 缶二水路式 | (1) | 二 | |
| そ | | | | | |
| 一 | | 空だき防止装置の状態 | 機器の外観 | 燃焼状態 | 水通路部の状態 |
| 一 | | 浴槽に水を入れないで運転した場合、燃焼しないこと。 | と。 (1) 機器本体に損傷がないこと。 (2) 差し込みプラグにはこりが堆積していないこと。 | 燃焼中に火炎の拡大、逆火、目に見える煙の発生その他の燃焼に関する異常がないこと。 | 水通路部又はその接続口から水漏れがないこと。 |

| 給排気の | 過熱防止装置 | | 加熱形態による種類 | | 他のもの |
|-------------------|--------------------------------|-----------------------------|------------|--|------|
| (1) 強 | (2) バイメタル式のもの | (1) サーマイスタース式のもの | (2) その他のもの | (1) 瞬間形のもの | |
| 給排気筒の状態 | 過熱防止装置の状態 | 過熱防止装置の状態 | - | 点火装置及び消火装置の状態 | |
| (1) 給排気筒が外れていないこと | バイメタルスイッチの回路を遮断した場合、燃焼が停止すること。 | サーミスタアの抵抗値が温度に応じて適切に変動すること。 | - | (1) 点火時に異常がないこと。 (2) 給湯の停止時に速やかに消火されること又は残火がないこと。 | |

| | | | 方法 |
|------|-------------------|------------------------------|---|
| 他のもの | (3) その他 | (2) 屋外用開放式のもの | 制給排気式のもの |
| | 排気筒の状態 | 排気口の状態 | |
| と。 | (1) 排気筒が外れていないこと。 | 排気口がほこり、板その他の異物により閉塞していないこと。 | と。 (2) 給排気筒の接続部のロックが外れていないこと。 (3) 給排気筒に変形又は損傷がないこと。 (4) 給排気筒の先端がほこり、板その他の異物により閉塞していないこと。 |

| | | | | |
|------------------|-----------------------------|---|--|--|
| | | | 石油 ふるがま | |
| | | | 共通の 事項 | |
| | | | — | |
| 機器と排気筒の接続部 | 機器及び排気筒先端周辺の可燃物の有無 | 排気筒先端の設置状態 (構造上確認できない箇所に設置されているものを除く。) | | |
| (1) 機器と排気筒が確実に接続 | 燃物(建物その他の構造物は除く。) がないこと。 | 排気筒先端が屋外に出ていること。 | (2) 排気筒に変形や損傷がないこと。 (3) 排気筒の先端がほこりその他の異物により閉塞していないこと。 | |

| の状態 | 耐震自動消火装置の状態 | 機器と燃料配管の接続部の状態 | 機器の燃料通路部 | 水通路部の状態 |
|---|--------------------------------------|--------------------------------|---|-------------------------------|
| <p>されていること。</p> <p>(2) 機器と排気筒の接続部に孔あきその他の接続の不具合がないこと。</p> | <p>耐震自動消火装置の回路を遮断した場合、燃焼を停止すること。</p> | <p>機器と燃料配管の接続部から燃料漏れがないこと。</p> | <p>機器の燃料配管から燃焼部までの燃料通路部のうち、燃料の出口以外の部分から燃料漏れがないこと。</p> | <p>水通路部又はその接続口から水漏れがないこと。</p> |

| | | | | | |
|-----|---------------------------------|---------------------------------|---|---------------------------|------------------------------------|
| | 燃焼方式 | | | | |
| (2) | もの 力噴霧式の もの | (1) 圧 | | | |
| そ | | | | | |
| — | 燃焼制御装置の状態 | 燃焼制御装置の状態 | 機器の外観 | 空だき防止装置の状態 | 燃焼状態 |
| — | 機器への燃料供給を停止して断火させた場合、燃焼を停止すること。 | 機器への燃料供給を停止して断火させた場合、燃焼を停止すること。 | と。 (1) 機器本体に損傷がないこと。 (2) 差し込みプラグにはこりが堆積していないこと。 | 浴槽に水を入れないで運転した場合、燃焼しないこと。 | 燃焼中に火炎の拡大、逆火、目に見える煙の発生その他の異常がないこと。 |

附
則

| | | | |
|--|---------------|---|------|
| | | | |
| | 給排気の 方法 | | |
| | 外開放式の もの | (1) 屋 排気口の状態 | 他のもの |
| | (2) そ 他のもの | 排気筒の状態 | |
| | | (1) 排気筒が機器から外れてい ないこと。 (2) 排気筒に変形又は損傷がな いこと。 (3) 排気筒の先端が板、ほこり その他の異物により閉塞してない こと。 | |

(施行期日)

1 この省令は、消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百十四号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令附則第二条の規定により適用される法第三十二条の十五の規定に基づく点検を実施する場合におけるこの省令による改正前の経済産業省関係特定保守製品に関する省令別表第二の規定の適用については、なお従前の例による。